

平成30年度

公の施設の
指定管理者監査結果報告書

監査委員 板垣 義一

同 小坂 一行

平成 30 年度公の施設の指定管理者監査報告書

1. 監査の実施日

平成 31 年 2 月 15 日（金）

2. 監査の場所

監査委員室

3. 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理運営が指定管理制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

4. 指定管理者制度の目的

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を町が指定する法人その他の団体等である民間活動を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスと行政コストの縮減等の効果を期待するもの。

5. 監査の対象施設

北竜町が所有する公の施設について、指定管理者に管理、運営を行わせた 6 協定の施設

6. 監査の対象年度

平成 29 年度、平成 30 年度

7. 監査実施施設等

対象施設の中から次の施設を監査委員が抽出し監査を行った。

①北竜町観光施設

《ひまわりの里(観光センター・トイレ・駐車場・広場・ひまわりの里・ノンノの森桜並木)、イチイの森、金比羅公園》

8. 指定管理者名

特定非営利活動法人 NPOひまわり （北竜町字和 6 番地 6）

9. 所管課、係

産業課 商工ひまわり観光・林務係

10. 監査の主眼

- 1) 監査報告がされているか。
- 2) 協定書どおり業務が執行されているか（協定書、業務関係書類との照合）
- 3) 現金出納簿は適切に作成されているか。
- 4) 施設一般及び備品等は良好に維持管理されているか。（修繕内容、管理業務日誌）
- 5) その他

11. 監査の方法

指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき書類審査を行い、必要に応じ関係職員等から説明を聴取し関係書類の監査を実施した。

12. 指定管理の状況

北竜町観光施設

イ) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等による。

ロ) 指定についての議会の議決

議決年月日 平成 29 年 3 月 15 日（議案第 19 号）

管理業務期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ハ) 指定管理業務に係る協定等の締結

協定書締結年月日 平成 29 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

変更協定書締結年月日（管理費用の変更）

※観光客の増加によるトイレのくみ取り作業の増加によるもの
平成 29 年 10 月 1 日

協定締結期間 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

変更協定書締結年月日（管理費用の変更）

※観光客の増加によるトイレのくみ取り作業の増加によるもの
平成 30 年 10 月 2 日

協定締結期間 平成 30 年 10 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

二) 施設の概要

- ・施設名称 北竜町観光施設
- ・所在地
 - ・ひまわりの里=北竜町字板谷 141 番地 1、3、4、5、6、9、12
151 番地 1～3
 - ・観光センター=北竜町字板谷 142 番地 1、2、4
 - ・トイレ =北竜町字板谷 143 番地 1～4
 - ・駐車場 =北竜町字板谷 144 番地
 - ・広 場 =北竜町字板谷 149 番地 1～2
 - ・ノンの森 =北竜町字板谷 153 番地
 - ・桜並木 =北竜町字板谷 154 番地 1
155 番地 1
542 番地～544 番地
545 番地 1、2
546 番地～559 番地
583 番地
584 番地
 - ・イチイの森 =北竜町字板谷 172 番地 1
 - ・金比羅公園 =北竜町字三谷 104 番地 3～7
104 番地 9

ホ) 主な指定管理業務の範囲

- ・北竜町観光施設の維持管理に関する業務
- ・北竜町観光施設の利用の許可に関する業務
- ・北竜町観光施設の利用料金の収受に関する業務

ト) 指定管理費

年 度	金 額
平成 29 年度	当初=24,234,120 円 (消費税額 1,795,120 円を含む) 変更=24,444,720 円 (消費税額 1,810,720 円を含む) ※当初より 201,600 円増
平成 30 年度	当初=24,234,120 円 (消費税額 1,795,120 円を含む) 変更=25,049,920 円 (消費税額 1,855,549 円を含む) ※当初より 815,800 円増
平成 31 年度	24,234,120 円 (消費税額 1,795,120 円を含む)

チ) 指定管理費の支払い

支払い回数	支払い期限	金額・支払日		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 回目	4 月 30 日まで	8,081,000 円・4/28	8,081,000 円・4/27	—
2 回目	7 月 30 日まで	8,081,000 円・7/28	8,081,000 円・7/30	—
3 回目	10 月 30 日まで	8,282,720 円・10/30	8,887,920 円・10/30	—
合計		24,444,720 円	25,049,920 円	—

リ) 指定期間の施設利用状況

月	平成 29 年度				平成 30 年度			
	観光センター		金比羅公園		観光センター		金比羅公園	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
4	48	630			55	716		
5	0	0	9	13	11	142	12	46
6	5	255	7	8	25	445	15	36
7	観光ブース使用		22	32	観光ブース使用		30	49
8	"		34	46	"		32	34
9	8	100	5	6	12	202	13	16
10	12	142	4	7	21	332	2	2
11	44	590			38	556		
12	34	501			36	512		
1	32	469						
2	34	538						
3	46	714						
計	263	3,939	81	112	198	2,905	104	183

・平成 30 年度の観光センターは 12 月末現在

ヌ) 指定期間の施設管理収支状況（消費税等相当額を含む）

収 入

単位：円

科目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予算	決算	備考	予算	決算	備考
指定管理費	24,230,120	24,444,720	協定変更	24,230,120	25,049,920	協定変更
施設利用料金	0	622,900	観光センター	0	613,200	観光センター
合計	24,230,120	25,067,620		24,230,120	25,663,120	

*平成 30 年度は 12 月末現在

支 出

単位：円

科 目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	予 算	決 算	備 考	決 算	予 算	備 考
ひまわりの里	12,923,280	12,923,280		12,923,280	12,923,280	
観光センター	3,997,080	4,207,680	協定変更	3,997,080	4,812,880	協定変更
金比羅公園	2,957,040	2,957,040		2,957,040	2,957,040	
イチイの森	909,360	909,360		909,360	909,360	
桜並木	561,600	561,600		561,600	561,600	
ノンの森	2,885,760	2,885,760		2,885,760	2,885,760	
合 計	24,234,120	24,444,720		24,234,120	25,049,920	

*平成 28 年度は 12 月末現在

1 3 . 監査の結果

平成 29 年度及び平成 30 年度における指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効果的に執行されているものと認められた。

しかし、次に記すとおり一部課題事項が見られたので、所管課は受託者と十分な協議をされ課題の解消に努めていただきたい。また、指定管理者にあっては所管課を経て適切な指導と対策を講じられ今後の管理委託に対し万全を期されたい。

【課 題】

① 協定書の文中における欠落箇所と条文中の様式の確認

協定書において、「・・・平成 29 年北竜町告示 号・・・」と告示番号が記入されていない。

協定書第 5 条に謳われている、収支報告書（別記様式第 1 号）・報告書（別記様式第 2 号）参照様式が確認出来ない。

② 協定書第 5 条に謳われているように、収支報告・事業報告は各施設とも報告されているが、収支報告において統一されていない箇所が見受けられた。

このことについては、担当係において報告書の記載方法の統一を指導されたい。

③ 各施設における出納関係帳簿の記帳はされているが、一部誤記載が見られた。

この点においても、担当係において指導されたい。

④ NPO ひまわりの指定管理元帳が資料として提出されたが、観光施設と社会体育施設と両方が記載されている、それぞれ単独の元帳とされたい。

1 4 . 監査意見

指定管理者制度の創設により、公共性及び公益性を確保しつつ、多様化する町民のニーズに対応し公の施設の果たすべき役割、目的を最も効果的効率的に達成するため、その管理運営に民間活力等を導入し、より柔軟で質の高い住民サービスの向上、行政コストの縮減などの成果が期待されているところであります。

今後についても、指定管理者制度を導入した所期の目的の達成のため、指定管理業務の評価などを行い制度の検証を図り、町民サービスの向上と住民福祉の増進に一層の努力をされるよう望むところであります。